

植田正治生誕100年記念事業フォト・フェスティバル
フリーマーケット出店者募集要項

◆植田正治生誕100年記念事業フォト・フェスティバルの概要

開催期間：平成25年5月3日（金）～6日（月） 4日間

場 所：植田正治写真美術館及び美術館前特設会場

主 催：植田正治生誕100年記念事業実行委員会

内 容：

シンポジウム、撮影地バスツアー、巨大カメラワークショップ、野外映像イベント、デジタルフォトイベント、思い出写真館、植田正治クイズなど

予定来場者：フォト・フェスティバル期間中 5,000人

◆フリーマーケット募集要項

1. 出店資格

「植田正治生誕100年記念事業」の趣旨及び事業内容に賛同し、一緒に事業を盛り上げるために協力し、次の事項に該当するものを提供される方。

※要件を満たされない場合は出店をご遠慮いただきます。

(1) 物販

伯耆町及び鳥取県内の特産品、加工品、伯耆町及び鳥取県にちなんだ民芸品、工芸品を販売される方。

(2) 飲食

伯耆町及び鳥取県内の食材を使用したものを提供される方。

伯耆町及び鳥取県内に因んだふるさと料理・ご当地グルメを提供される方。

(3) PRコーナー

伯耆町の産業、地産地消事業に関係するものの情報のPR。

(4) その他実行委員会が事業の趣旨に沿っていると認めたもの

2. 出店料 1日あたり1000円

3. 募集及び申し込み方法

出店希望者は、別紙により、出店申込書を下記に提出してください。後日、許可書を送付します。

植田正治生誕100年記念事業実行委員会

〒689-4107

鳥取県西伯郡伯耆町須村353番地3 植田正治写真美術館内

電話 0859-39-8000

5. 申込み期限 平成25年3月31日（日）

6. 出展スペース

出展スペースは、原則、主催者が用意するテントを使用します。（テント：2間×3間の2分の1、若しくは3m×3m）

※テントの配置は、主催者で決定させていただきます。

※改造販売車や出店者所有のテントなどを利用される場合は、出店希望調書の出店内容欄にその旨を記入してください。

7. 使用器具、備品

(1) 主催者側で用意するもの

①テーブル(45cm×180cm) 2台

②折りたたみ椅子 2脚

(2) 水道の利用

水道及び流し台については、主催者が指定する場所での共同利用をお願いします。

(3) 火気・ガス器具の使用

各出店者で手配をお願いします。

(4) その他の備品など

冷蔵庫や氷など冷却するものは、各出展者で用意ください。

調理等で電気が必要な場合は、事前に主催者に相談ください。

8. 食品衛生について

- ・食品販売関係の保健所への届け出は、主催者側で一括して行います。
- ・容器、包装に入れられた加工食品の販売については、食品衛生法又は県の食品衛生条例等に基づき保健所長の許可を受けた施設において製造又は加工されたものに限り、また、法に定める表示基準に基づいた適正な表示をしてください。
- ・保健所の指導により販売できない食品もありますので、ご了承ください。

9. その他の届け出など

未開封の酒類を販売する場合は税務署への届け出が必要ですので、事前に主催者に相談してください。(缶ビールを開封したり、ビールサーバからコップ等に移して販売する場合は税務署への届け出は不要です。)